

商標権設定登録通知書

分割納付及び存続期間更新登録期限日

登録番号 第6950018号
登録日 令和 7年 7月18日
出願番号 商願2025-025684
出願日 令和 7年 3月11日
商品及び役務の区分数 2
納付年分 第 5年分まで
納付金額 34,400円
納付日 令和 7年 7月16日

分割納付による5年目の満了日（期限日）
令和12年(2030年) 7月18日
10年目の満了日（期限日）
令和17年(2035年) 7月18日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

分割納付（後期分）の手続について

- ・「分割納付」により納付手続きをした場合は、登録日から5年の満了日までに、「商標登録料納付書」により手続をしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかつたときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標登録料納付書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかつたときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」・「商標登録料納付書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

重 要

分割納付（後期分）、および存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から納付等についての通知は送付いたしませんので、納付期限等の管理はご自身でお願いします。

※登録料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

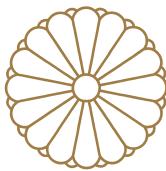
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 03（3581）1101（代表）

商標担当 内線2713



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6950018 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 28 類 ドミノ用具, 毒つぼ, 手品用具, 幼児用プール, 柄付
き捕虫網, 浮き, 釣り具, ゴルフ用具, (その他別紙記載)

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

三重県津市上浜町六丁目 224-110

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第 6950018 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2025-025684 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 28 類) おもちゃ, 殺虫管, セットおもちゃ, 運動用具, 抽選器, 家庭用テレビゲーム機, トランプ, 遊戯用器具

第 35 類 運動具（「拍車、乗馬用具、乗馬靴」を除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

[以下余白]